

大東医学技術専門学校柔道整復科同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大東医学技術専門学校柔道整復科同窓会（以下「本会」とする。）と称する。

(事務所)

第2条 本会事務所を本会会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、会ならびに柔道整復師界の維持発展のため、学術の研究を行い、会員の資質の向上と会員相互の親睦、協調を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ホームページに関する事項
- (2) 会員相互の親睦に関する事項
- (3) 会員の学術及び技術の向上に関する事項
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(構成)

第5条 本会は大東医学技術専門学校柔道整復科卒業者（旧中央柔道整復師養成所卒業者含む）をもって構成する。

(会費)

- 第6条
- (1) 本会の会費は、終身会費として別に定める。
 - (2) 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

第2章 役員

(役員の種類別)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名 (前は3名)
- (3) 常任幹事 2名 (前は若干名)
- (4) 経理 2名
- (5) 監事 1名 (前は2名)

(役員を選任)

第8条

- (1) 会長、監事は総会において会員の中から選任する。
- (2) 監事は、他の役職と相互に兼ねることはできない。
- (3) 副会長、常任幹事は会長が会員の中から指名する。
- (4) 経理は、会員の中から役員会の議を経て選任する。
- (5) 役員に欠員が生じたときは、直近の総会で補欠の選任を行う。

(役員職務)

第9条

- (1) 役員職務は次の通りとする。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (4) 常任幹事は会務の遂行と会員との連絡にあたる。
- (5) 経理は金銭の出納および管財にあたる。
- (6) 監事は経理および業務の監査を行う。

(任期)

第10条

- (1) 役員任期は2年とし再任を妨げない
- (2) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了の場合も後任者が就任するまでその職務を行わねばならない。

(解任)

第 11 条 役員は会則、施行細則、総会の議決に反し、役員としてふさわしくない行為があったとき、若しくは心身の故障のため職務に堪えられないときは、総会の議決をもって、その役員を解任することができる。

第 3 章 顧問、相談役、表彰

(顧問、相談役)

第 12 条

- (1) 本会に顧問、相談役を若干名置くことができる。
- (2) 顧問、相談役は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。
- (3) 顧問、相談役は、会長の要請に応じ会議に出席して意見を述べる
ことができる。但し表決に加わることはできない。
- (4) 顧問、相談役の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

(表彰)

第 13 条 本会は、特に功労、功績のあった会員に対して、役員会の議決を経て表彰することができる。

第 4 章 会議

(会議の種別)

第 14 条

- (1) 本会の会議は、総会、役員会とする。
- (2) 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第 15 条

- (1) 総会は会員をもって構成する。
- (2) 役員会は会長、副会長、常任幹事、経理をもって構成する。
ただし監事は必要に応じ役員会に出席し意見を述べる
ことができる。

(会議の招集)

第 16 条 本会のすべての会議は、会長が召集する。

(会議の開催)

第 17 条

- (1) 定時総会は、毎年 1 回開催する。
- (2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は監事から「会議の目的たる事項」を記載した文書により請求があったときに開催する。
- (3) 役員会は、会長が必要に応じ開催し、会務の執行及び重要な事項を審議、議決する。

(議長)

第 18 条

- (1) 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。
- (2) 総会以外の会議の議長は、会長がそれにあたる。

(総会の議決事項)

第 19 条

- (1) 総会は、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。
- (2) 事業計画及び予算に関する事項。
- (3) 事業報告及び決算並びに財産目録に関する事項。
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項。

(会議の議決)

第 20 条

- (1) 会費の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- (2) 但し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (3) 議長は構成員として議決に加わる権利を有しない。

第 5 章 会議に関する事項

(会議の議事録)

第 21 条

1. 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時、場所

- (2) 会議に出席した構成員の数
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要
2. 総会議事録には、議長及び出席した構成員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名捺印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成及び管理)

第22条

1. 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された財産。
 - (2) 会費
 - (3) 特別会費
 - (4) 寄付金品
 - (5) 財産から生ずる収入
 - (6) その他の収入

2. 本会の財産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第23条 本会の経費は財産をもって支弁する。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画、予算、事業報告、決算及び財産目録)

第25条

- (1) 本会の事業計画、収支予算は役員会の議決を経て作成し、総会の承認を得なければならない。事業報告、収支決算は年度終了後、財産目録と共に監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。
- (2) 新年度に入り総会の承認を得るまでの間は、前年度の予算に準じて執行しその収支は、新たに成立した予算による収支とみなす。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第26条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ、変更 することができない。

第8章 雑則

(細則)

第27条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の審議を経て細則に定める。

付則

- (1) この会則は、昭和 年 月 日から施行する。
- (2) この会則の施行前に旧会則によってなされた処分又は手続き等は、この会則に相当する規定によってなされた処分又は手続き等とみなす。

平成2年5月13日 制定

平成7年4月30日 一部改正

平成10年6月30日 一部改正

平成12年5月28日 一部改正

平成27年6月28日 一部改正

大東医学専門学校柔道整復科同窓会会則、施行細則（案）

第1章 ホームページに関する事項

(事業)

第1条

- (1) 本会は、役員会と会員間の主たる連絡機関としてホームページを開設する。
- (2) 本会にホームページ管理を目的とし、その責任者として役員会におい

て選出した管理責任者を置く。

(3) 管理責任者は役員会の指示のもとホームページの保守、管理にあたる。

(目的)

第2条 財産の有効活用を図り、本会の長期間の活動に資するため。

(2) 役員会、会員間の意思疎通を常時可能とするため。

(3) 本会の活動の活性化につなげるため。

第2章 会費に関する事項

第3条 本会の終身会費は、3万円とする。

第4条 終身会費の納入方法は一括納入とし、会長に連絡の上本会の預金口座に振り込むものとする。

第3章 役員選挙に関する事項

第5条 役員立候補者は、総会7日前までに文章をもって立候補届けを会長に提出する。

第6条 当該の役員に立候補した者は、別の役員に立候補することができない。

第7条 選挙の場合は、その総会の議長が選挙管理委員長となる。

第8条 選挙管理委員長は、必要に応じた人数を選挙管理委員に任命し、業務を遂行する。

第9条 立候補者は、選挙の当日総会会場において、立候補演説を行うことができる。

(1) 会長立候補者 5分以内

(2) 監事立候補者 3分以内

第4章 顧問に関する事項

第10条 歴代の会長を顧問に推戴する。(前は校長の項があったが削除)

第5章 規則の変更に関する事項

第11条 この細則の変更は、役員会の議を経て総会に報告する。

付則

平成2年5月13日	制定
平成7年4月30日	一部改定
平成10年6月30日	一部改定
平成12年5月28日	一部改定
平成27年6月28日	一部改定